

## 研究資料

## もう一つの『百人秀歌』

— 新出冷泉家所蔵為村筆本の「跋文」の翻刻と解題 —

吉海直人

同志社女子大学  
表象文化学部・日本語日本文学科  
特別任用教授Bibliographical Introduction to the “HYAKUNIN-SHUKA”  
in the REIZEI-KE

YOSHIKAI Naoto

Department of Japanese Language and Literature, Faculty of Culture and Representation,  
Doshisha Women's College of Liberal Arts,  
Special appointment professor

## 【要旨】

冷泉家には古い百人秀歌の他に、もう一冊（四冊目の）百人秀歌が所蔵されていた。それは冷泉為村筆の写本であり、為村の跋文が付されている。その跋文には、百人秀歌こそは『明月記』の記事に書かれているものであり、百人一首は為家が後に改訂したものと説かれている。本書は書写年代こそ新しいが、従来の百人秀歌草稿本説を二百年ほど遡らせる貴重な証言資料と思われるので、ここに紹介したがた内容の考察を行なってみた次第である。

## 〔資料翻刻1〕冷泉家所蔵冷泉為村筆百人秀歌の跋文

百人秀歌（新文と／40／740／1292）

百人秀歌 嵯峨山荘色紙形／京極黄門撰

あきの田のかりほの庵のとまをあらみ  
わがころも手は露にぬれつ、春すぎて夏きにけらししろたへの  
ころもほすてふ天のかぐ山あし引の山どりの尾のしだりをの  
ながながしよをひとりかもねむ田籠のうらに打出てみればしろたへの  
ふじのたかねに雪はふりつつかさゝぎのわたせる橋にをくしもの  
しろきをみれば夜ぞ更にける

〈中略〉

花さそふあらしの庭の雪ならで  
ふりゆくものはわが身なりけり

上古以来歌仙之一首随思出

書出之名譽之人秀逸之詠

皆漏之用捨在心自他不可有

傍難歎

此一帖以伝来之秘本写之  
可秘々々

従二位為村

〔跋文〕

嵯峨の山荘<sup>①</sup>は京極殿建久・正治のころよりかよひすたまふ。正治百首<sup>②</sup>に「露霜のをぐらの山に家居してほさでも袖の朽ぬべき哉<sup>③</sup>」。承久の春より常に住たまふ事御記<sup>④</sup>にみえたり。老後の御詠に「忍ばれんものともなしに小倉山のきはの松ぞなれて久しき<sup>⑤</sup>」。かくてこゝに終をとげたまふ。御あとにやがて中院殿すみたまふ。山荘の御詠あまたの中に

たらちねの昔のあと、思はずは松の嵐や住うからまし<sup>⑥</sup>  
をぐら山松を昔の友とみていく年老の身を、くるらん<sup>⑦</sup>

中院殿より藤谷どのに譲たまふ事御置文<sup>⑧</sup>にみえたり。障子色紙の歌の事はすなはち伝来の一帖百人秀歌なり。御記に中院障子色紙形歌古来の人歌各一首自天智天皇及家隆・雅経卿とされるなり。此一帖その写の証本にて百一首あり。題号は嵯峨山荘色紙歌と心得べし。此撰歌は当家の秘本他にしる人なし。諸抄にも御記の説と此百一首の事はなし。子孫末第輩此御自撰を崇敬信仰して秘蔵熟得すべし。流布の一本を百人一首といふも元来百一首の事なれば百人一首と後に称来ものならむ。百人に一首づゝゆへ百人一首といふにてはなし。今世に伝はるは中院殿の用捨をそへられしなり。一条后宮定子・国信・長方はなくて後鳥羽順徳の両院御製あり。歌の次第も相違し俊頼朝臣の歌一向相違す。歌の数も百一首にてはなし。両様とも信用して曩祖二代の尊慮を崇敬すべし。後に疑惑のおもひをなすまじき事なり。さて此撰歌は諸抄みえたるごとき歎。新古今の撰者にていませしかども五条どの、御事にてかきこもりたまふ間御心かなはざる歌もまじはりたれば此百一首の歌をえらみいだされて色紙形にあそばし障子にをさせたり。此一帖の奥書のごとく用捨在心自他傍難あるべからざる歎の文段よく味ふべし。名誉秀歌にもよりたまはず歌の本源真実を専らゑらみたまふなり。歌道は理世撫民人道の教誡なれば真実をもと、して花美を次にせよとの庭訓なり。新古今は花美すぎたれば見る人花美に心うつりやすくそのかたに入てはあしきゆへ初学のの人などはみる事をいそぐまじき集なり。此集をあしきといふにはあらず。京極殿の御てづからゑらせたまひ一しほに道の実源をこめたまふは新勅撰集也。これは実を専らとあそばしたり。此集は初学の心うつりが

たきものなれば中々修学のためによろし。有心無心ともにかたじけなく崇敬し握翫熟読すべきは此御撰集也。すなはち百一首の撰歌と御意味おなじ。続後撰集は中院どの、御撰これは花実相对中庸なり。これをかたじけなく習学ばんとすべし。初学より此すがたをよしと心得べし。歌のよみかたは詠歌大概・秀歌体大略の類なり。此撰歌は歌のよみかたに撰たまふにてはなし。それゆへ秀歌体大略に入がたき歌も此百一首にはありし。先賢の注さるゝ事あり。百一の撰歌の事人道の教誡道の本源をあらはし給ふものにて五百年の昔より今にいたり都鄙・貴賤・男女・長幼・有心無心ともに崇敬しよみならふ事則正直の徳化広大の威徳也。当家に伝来の百人秀歌京極殿御撰又世中にむかしより伝来百人一首京極殿御撰中院殿の用捨加え給ふ一本両様同事にて少々相違ある事もとより紛しからぬ事なれば先々の賢慮厚くて沙汰しきはめらるゝに及ざる事なれども後々の疑惑を消さんかためかつは秘蔵信仰の心をあつからしめんとまじゐに浅慮を以て深底を窺事恐れけれども誓願を、こして示現をかむるの子細あるゆへに此一帖のおくに撰歌の事をわづかにあらはし両様ともに信仰崇敬し道の本源をよくよく存知すべき事を末孫にしめさんためあらはし書しるし侍る。此趣をよくよく思惟してあなかしこみだりがはしき事あるまじきもの也。小倉山あぶぐ二木の松たかくちぬこと葉の道のをしへを<sup>⑨</sup>

前中納言藤原為村謹書

〔注〕

- (1) 嵯峨の山荘 いわゆる定家の小倉山荘のこと。百人秀歌の題簽には「嵯峨山荘色紙形」とある。
- (2) 京極殿 藤原定家のこと。京極に邸があったことによる。
- (3) 建久・正治のころ 一一九〇年から一二〇一年まで。
- (4) 正治百首 正治二年(一二〇〇年)に後鳥羽院の下命によって詠まれた百首歌。
- (5) 露霜の『正治百首』中の「山家五首」の一首。拾遺愚草九八六番。
- (6) 承久 一二一九年から一二二二年まで。
- (7) 御記 定家の日記『明月記』のこと。
- (8) 忍ばれん「権大納言家三十首」中の「山家松」題で詠まれた歌。拾遺愚草一九八二番。
- (9) 中院殿 定家の息為家のこと。妻が蓮生の娘だったことから、後に蓮生の中院山荘を相続したので「中院殿」(中院大納言)と称される。

- (10) たらちねの『為家集』一四八一番。この「たらちねの」は「母」にかかる枕詞ではなく「親」の意味。
- (11) をぐら山『為家集』一二四一番。本文異同あり。「小倉山松を昔の友と見ていくとせ老のよを送るらん」
- (12) 藤谷どの 為家の子為相のこと。鎌倉の藤ヶ谷に別荘を構えたことから藤谷黄門と称された。
- (13) 御置文 為家が残した讓状(遺言書)のこと。
- (14) 曩祖二代 定家と為家親子のこと。
- (15) 五条どの 定家の父俊成(一一一四年～一二〇四年)のこと。五条に邸があったことによる。ちょうど『新古今集』の撰集時に没したので、定家は父の喪に服して思うように撰集に加われなかったというのであろう。
- (16) 小倉山 この歌『為村集』になし。
- (17) 前中納言 為村は権大納言が極官なので「前中納言」は奇妙。あるいは黄門定家の極官に合わせたか。
- (18) 為村 上冷泉家十五代当主。寛延三年(一七五〇年)任権中納言。宝暦九年(一七五九年)任権大納言。

〔資料翻刻2〕 宮部義正著『義正聞書』

〔山荘色紙〕

山荘色紙和歌百人一首と称し来り候事これも当流にしらず。百人一首といへば深き子細有。小倉山荘色紙和歌といふがよろし<sup>2)</sup>。百人一首といへば外に百一首撰ばれたるものあり。これは当家伝来の外他所になし。甚秘するもの也。門人此趣は心得てゐたるがよし。(中略)山荘色紙これは黄門の新古今撰者のうちながらかの集花過ぎたるを気のどくに思はれてその頃黄門の御心にかなひたる実徳そなはりたる歌を人の品にもよらず色紙に遊して山荘の障子にをされたる也。その時代人に見せられず。為家卿の御代になりて自然と世に広まりたり。今幼きものまでもよみ覚ゆるやうに成て広く行るる所是実徳のしるし也。学者この山荘の色紙の歌かたじけなく思ひて信ずべし。

〔注〕

- (1) 宮部義正(一七二九年～一七九二年)。高崎藩士。息子の義直ともども和歌を冷泉為村に学ぶ。後に將軍家歌道師範となる。著書に『義正聞書』(為村脚口伝)などがある。当時、為村は武士階級に多くの門人を擁していた。
- (2) 冷泉家秘蔵とあるが、この時期既に書陵部本は書写されていた。
- (3) 本書の中に百人秀歌に触れた記事があることは、有吉保氏『百人一首全訳注』(講談社学術文庫<sup>28</sup>頁)の解説で知った。為村筆百人秀歌の跋文は『義正聞書』以前に書かれた資料ということになる。

〔解題〕 為村筆本の資料的意義

一

宮内庁書陵部に所蔵されていた「百人秀歌」が、有吉保氏によって「百人一首宗祇抄について」(日大語文)で報告されたのは、昭和二十六年のことだった。これは近代百人一首研究における重要な資料の発見であり、ここから百人一首の成立論が本格的に出発したといえる。続いて久曾神昇氏が藤谷為信筆の百人秀歌(志香須賀本)を発見報告されたことで、百人秀歌に関する研究が活気を帯びることになった。さらに冷泉家の時雨亭文庫の調査が進行する中で、両百人秀歌の親本と思われる南北朝を下らない書写年代の百人秀歌の存在が明らかになった。<sup>1)</sup>この出現により、書陵部本も志香須賀本も時雨亭文庫本の写しということで、資料的価値はほぼなくなった。

とはいえ百人秀歌の位置付け(先後関係)は予想以上に難解で、当初、百人一首の草稿本とされていたものが、最近では百人一首先行説も有力になり、現在は混沌としている(どちらの可能性も否定できない)。そういった膠着状態の中、二〇一三年に新たな動きが生じた。

かつて吉海が館長を兼務していた嵯峨野の時雨殿(百人一首の殿堂)の企画展で、百人秀歌を展示することになった。小倉百人一首文化財団の理事でもあった冷泉為人先生に、百人秀歌の貸し出しをお願いしたところ、古本は重要文化財なので貸せないが、これならということ、思いがけず冷泉家十五代当主・冷泉為村筆の百人秀歌をお借りできることになったからである。

不勉強で、冷泉家にもう一冊百人秀歌の写本が所蔵されていることは全く知らなかった。ひよっとすると古本とは別の資料的価値がありそうだと思い、内心大喜びでお借りして展示させていただいた。これがもう一つ（四冊目）の百人秀歌ということになる。

その際、展示の解説を書く必要もあって、じっくり拝見・調査させていただく機会を得た。すると為村筆本は、従来知られている他の三冊とは写し方が異なっていることがすぐにわかった。しかも為村の跋文まで付いていたことで、書写年代の新しさとは別に資料的面白さが浮上してきた。

簡単な書誌を示すと、冷泉家所蔵（新文と／40／740／1292）。サイズはタテ190cm×横254センチの横本。綴葉装（列帖装）。打ち曇りの表紙左肩に「百人秀歌」と書かれた題簽が貼られている。第一丁の中央に再度「百人秀歌」と定家様で書かれ、その下に「嵯峨山荘色紙形／京極黄門撰」と小書双行で記されている。これは古本では内題として記されていたものである。全十七丁、墨付十六丁で末尾の一丁は遊紙。本文は一面十行書き、ただし十三丁以降の跋文は十一行書きになっている。本文の末尾に「従二位為村」とあり、また跋文の末尾に「前中納言藤原為村謹書」とあることから、冷泉為村（一七二二年～一七七四年）の書写であると判断した。

それがいつ書写されたのかは記されていない。為村が従二位に叙せられたのは宝暦二年（一七五二年）二月であり、正二位に叙せられたのが宝暦八年（一七五八年）十二月なので、その間ということになる。あえて中納言にこだわっているのは、権中納言定家を意識していることだろうか。

## 二

偶然に四冊目の百人秀歌が浮上してきたので、これは時雨殿に展示するだけではなく惜しいと思い、たまたま吉海の監修で刊行することになっていた別冊太陽の『百人一首への招待』（平成13年12月）で紹介させていただくことにした。為人先生に原稿をお願いしたところ、お忙しいということもあって、時雨亭文庫の調査員をしていた大山和哉氏が担当されることになった。

大山氏は「冷泉為村が書写した『百人秀歌』の出現―冷泉家時雨亭文庫にて―」というタイトルで、短いながらも要領よく新出本の特徴をまとめていた。ここでは重複を恐れずに、為村本の特徴について私見を述べてみたい。<sup>2)</sup>

すぐに目に付いたのは、書写の字が定家様で統一されていることである。これも

他の百人秀歌には見られない大きな特徴の一つである。さらに和歌百首の作者表記が見事に削除されていることがあげられる。これについて大山氏は、「定家本を書き写したかのような体裁」という見出しを付けている。為村筆本は冷泉家に所蔵されている古本を写しているはずなのに、それとは別に定家自筆の百人秀歌原本が秘蔵されていて、いかにもそれを忠実に写したかのような体裁になっているからである。定家様で書かれていたことも、作者表記がないことも、それこそ小倉色紙の体裁を意識した書き方ということになる（ただし冷泉家に小倉色紙は所蔵されていない）。確かに為村本だけを見せられたら、定家自筆の原本を忠実に書写したように錯覚してしまいかねない。それこそ為村のねらいではないだろうか。<sup>3)</sup> 仮にこの体裁の百人秀歌が最初に発見されていたら、草稿どころか原本説が通説になっていたに違いない。

そのことと相俟って、為村は跋文で百人秀歌の成立・撰歌意識について言及している。まず冒頭で小倉山荘（嵯峨山荘）について、

嵯峨の山荘は京極殿建久・正治のころよりかよひすみたまふ。正治百首に「露霜のをぐらの山に家居してほさでも袖の朽ぬべき哉」。承久の春より常に住た

まふ事御記にみえたり。

と定家が住んでいたことを述べている。「小倉山荘」ではなく「嵯峨山荘」としてゐるのは、題号「百人秀歌」の下に「嵯峨山荘色紙形」とあることを意識してのことであろう。あるいは「小倉色紙」という二条流が用いた呼称を使いたくなかったのかもしれない。

続いて百人秀歌について、

障子色紙の歌の事はすなはち伝来の一帖百人秀歌なり。御記に中院障子色紙形歌古来の人歌各一首自天智天皇及家隆・雅経卿とされるなり。此一帖その写の証本にて百一首あり。題号は嵯峨山荘色紙歌と心得べし。此撰歌は当家の秘本他にしる人なし。諸抄にも御記の説と此百一首の事はなし。子孫末第輩此御自撰を崇敬信仰して秘蔵熟得すべし。流布の一本を百人一首といふも元来百一首の事なれば百人一首と後に称来ものならむ。百人に一首づ、ゆへ百人一首といふにてはなし。今世に伝はるは中院殿の用捨をそへられしなり。一条后宮定子・国信・長方はなくて後鳥羽順徳の両院御製あり。歌の次第も相違し俊頼朝臣の歌一向相違す。歌の数も百一首にてはなし。両様とも信用して曩祖二代の尊慮を崇敬すべし。

と明快に論じている。それは百人秀歌が冷泉家伝来の書であること、「御記」（『明月記』）に関連記事があること、その記事の証本が百人秀歌であることである。続



いて百人秀歌が秘蔵の本であり、長く他見されていないこと、むしろ世情に広まっている百人一首は、後から付けられた名称であること、その百人一首は為家が後に百人秀歌を改訂したものであるとも述べている。これは百人一首成立論において、盲点だったかもしれない。というのもあまりにも定家撰説に拘泥していたからである。

さらに末尾には、百人一首との相違点として、配列の違いや歌人の出入り、俊頼歌の入れ替えまで明解に論じている。これこそは百人一首と百人秀歌について初めて詳細に論じたものである。今後百人一首の成立を論じる際には、この跋文が引用されてしかるべきであろう。

### 三

次に為村の跋文の内容について、さらに詳しく検討しておきたい。最初の「障子色紙の歌の事はすなはち伝来の一帖百人秀歌なり」は、非常にインパクトの強い見解である。これまで百人秀歌に関しては、有吉氏以降にしか話題にされなかったのであるが、石田吉貞氏によって提起されるより二百年以上も前に、既に為村によって百人秀歌草稿・原本説が展開されていたことになるからである。

しかも為村は、百人秀歌と『明月記』文暦二年五月二十七日の記事も結びつけている。この『明月記』にしても、冷泉家に秘蔵されていたものである。だから為村はそのことを「諸抄にも御記の説と此百一首の事はなし」としている。ところが安藤為章の随筆『年山紀聞』（元禄十五年成立）において、既に『明月記』の記述が引用されていた。

しかるに明月記をよみて、いささか不審おこれり。歌を撰びたるも、彼入道にや。「雖極見苦事、愁染筆送之。古来人歌各々一首」とある書きやうは、ただ染筆のみにて定家卿の撰ともみえざる歟。蓮生法師も歌よみて集にも入たる人なれば、是ばかりの物撰ばむことかたかるまじ。さて又今の世の百人一首は、後鳥羽、順徳を巻尾に載せたるは、誰にても後に次第をあらためられたるにや。但し当時の臣下なる故に、「及家隆雅経卿」とかかれたる歟。右の明月記の文を以て見れば、此百首の事、先達の説うたがはしくおぼえ侍り。かの契沖師は、さしもこまやかなる考にてありしかども、此明月記の文を見ざりし故に、改観抄のおもむき、先達の説によれり。

安藤為章がどこどのようにして秘蔵されているはずの『明月記』を閲覧できたのかは未詳である。残念なことに、現在国宝に指定されている冷泉家の『明月記』

は、天福元年（一二三三年）までしか残っていないので、この部分の記事は欠けている。おそらく為村は、冷泉家に所蔵されている父為久が書写した『明月記』（増補を含む）を見ているのであろう。

もともと安藤為章にしても、『明月記』の記事を根拠として、百人一首蓮生撰（非定家撰）説を唱えているのだが、それに対して為村は定家撰を疑うことなく、百人秀歌こそが日記の記事に適合するものと主張している。要するに小倉色紙は百人一首ではなく百人秀歌だということである。

問題は、安藤為章が入道（蓮生）の依頼という点に注目しているのに対して、為村は、

御記に中院障子色紙形歌古来の人歌各一首自天智天皇及家隆・雅経卿としるされたり。

と引用しており、肝心の、  
ことさら予書くべきの由、彼の入道懇切なり。極めて見苦しき事といへども、なまじひに筆を染めて之を送る。

という真ん中の部分をなかつた事している点である。ここに為村の取捨選択が働いているのではないだろうか。おそらく為村にとって、百人一首が蓮生撰（非定家撰）であるという説は、到底受け入れられなかつたのであろう。だからこそあえて跋文を書いて定家撰説の正当性を主張しているのではないだろうか。

この点については大山氏も、

冷泉家歌道の家元となつた為村にとって、高祖定家の撰歌集に難癖を付けるこ  
うした「誤謬」は看過し難い。それを碎き、冷泉流歌道の権威と伝統、そして  
その正当性を強く主張したのがこの一書、とりわけその跋文なのである。

と述べている。いづれにしても百人秀歌については、昭和二十六年の発見以降に議論されたことであるが、この為村の跋文の登場によって、その二百年以上前に百人秀歌原本説が唱えられていたことを研究史に留めなければならなくなった。さらに重要な点は、百人秀歌から百人一首への改変について為村は、

・今世に伝はるは中院殿の用捨をそへられしなり。

・当家に伝来の百人秀歌京極殿御撰又世中にむかしより伝来百人一首京極殿御撰  
中院殿の用捨加え給ふ一本、

と断じているところである。

従来百人秀歌から百人一首への改変（その逆も同様）は、定家自身によって行われたとされてきた。為家の関与があるとすれば、それは定家没後に行われた後鳥羽・順徳両院の諡号を改訂したほんの些細なもの（作者表記のみ）と考えられてき

た。それに対して為村は、百人秀歌を百人一首に用捨(修正)したのが為家だと論じているのだから、これは成立論においては看過できない重要なポイントでもある。

#### 四

確かに『明月記』の記事を尊重すれば、百人一首よりは百人秀歌の方がふさわしいのであるから、百人秀歌を定家撰とし、百人一首を為家の改訂と見ることはできずである。そういった説がこれまで出なかったのは、二条流の注があまりにも定家と百人一首を強く結びつけていたからであろう。二条流における百人一首の神格化には、定家撰であることが無条件かつ必須条件だったからである。従来はそれにひきずられて、百人一首定家撰から離れられなくなっていたのではないだろうか(蓮生撰説も宗祇偽撰説も消去された)。

もっとも小倉色紙に関しては、従来、百人一首であることを示す後鳥羽・順徳両院の色紙や、俊頼の「うかりける」歌の色紙は発見・報告されているが、明らかに百人秀歌であることを示す定子・国信・長方や俊頼の「山桜」歌の色紙が報告されていないこともあって、小倉色紙は百人一首という説が通説となっている(ただし偽書説は未だ解決されていない)。

そのことは契沖の『解観抄』の序に、

定家卿老後に小倉山荘に隠居して百人の歌を一首づつ色紙形にかきて障子に貼られるを百人一首とも小倉山荘色紙和歌ともいへり。入べきがいらぬもあり。入たるも作者のむねと思はぬも有べければ人の見ぬ所におされけるを後に子息為家卿書あつめて作者の名をつけて世にひろめらるといへり。

とあって、ここで小倉色紙は百人一首であり、定家が書いた小倉色紙を小倉山荘に貼り、後にそれを為家が集めて作者の名を付けて歌集に仕立てたと説かれている。これが当時もっとも進んだ見解であった。

なお契沖説では、為家は作者名を付け加えた人物とされている。ただしこの説は『年山紀聞』が述べているように、契沖が『明月記』を参照できなかったがゆえの誤謬と考えられていた。しかしそれだけで捨ててしまうのは惜しい気がする。

あるいは為村は、『年山紀聞』のみならず『改観抄』も見ていたのではないだろうか。だからこそ作者表記のない百人秀歌というアイデアが閃いたのではないだろうか。それだけでなく『改観抄』の続きに、

詠歌大概などに取られぬ歌どもも入たればかならず作者おのの秀歌とて撰ばれたるにも有べからず。

とあるところも、為村の跋文にある、

歌のよみかたは詠歌大概・秀歌体大略の類なり。此撰歌は歌のよみかたに撰たまふにてはなし。それゆへ秀歌体大略に入がたき歌も此百一首にはありし。に関連している(類似している)ように思われてならない。

ところで為村が百人秀歌を書写した理由について、大山氏は冷泉家の御文庫が勅封になったことを受け、

この出来事は冷泉家歌道家元としての冷泉家の権威を大きく失墜させるものであった。勅封が享保六(一七二二)年に解かれると同時に、冷泉家十四代当主為久とその息為村は、再び勅封等となった場合に備え、古典籍の書写(コピー)作業を熱心に行なった。今回出現した為村書写『百人秀歌』もこうした背景の下に書写された本の一冊であろう。

と分析している。前述の『明月記』書写も含めて、それも確かなことであるが、これだけでは為村が跋文を執筆した意図が見えてこない。

これに関して、安藤為章が蓮生を重視して、非定家撰説を論じていたのに対し、為村は百人秀歌の存在を明かすことで、定家撰説を確固たるものにしようとしたのではないだろうか。前述のように、二条流に対して『明月記』を根拠にして蓮生の中院山荘に貼られたことを主張することもできたはずであるが、為村は蓮生撰説に加担しなかつたのであろう。色紙が貼られたのは二条流と同じく定家の小倉山荘で構わなかつたようである。

また為村が、中院殿を為家の名称として用いていることに留意したい。為村が蓮生と為家を混同していることまではいえないが、為家を強調することによって蓮生の存在が消され、必然的に障子色紙(小倉色紙)が貼られた場所が小倉山荘に落ち着くことになるからである。為村は百人一首と百人秀歌との相違を問題にしたいのではなく、百人秀歌が百人一首の原本であり、小倉山荘の障子に貼られたのも当然百人秀歌だということを主張しているだけなのである。論理としてはやや甘い、それによって両書ともに定家歌道の教えを学ぶテキストとして位置づけられる(折衷案)。

#### 五

最後に、宮部義正著『義正聞書』(為村脚口伝)中の「山荘色紙」について言及しておきたい。これを最初に紹介したのは、やはり有吉保氏であった。有吉氏は『百人一首全訳注』(講談社学術文庫)の解説において、百人秀歌が冷泉家に秘蔵さ

れていたことの一資料としてこれを引用しておられる。確かに、

百人一首といへば外に百一首撰ばれたるものあり。これは当家伝来の外他所に  
なし。甚秘するもの也。

とあるのだから、これが百人秀歌を指していることは容易に察せられる（ただし百人秀歌という書名は出ていない）。

ところがその後には二条流の花実論が展開されており、それに関して有吉氏は、「中世の百人一首古注釈書にみられる見解を継承していることが知られる」と論じておられる。せっかく百人一首とは異なる百人秀歌の存在を浮上させながら、両作品の主題は同じだというわけである。わずかに四首の違いであるから、それも当然かもしれない。

これを紹介された有吉氏は、為村の跋文を見ることなしに『義正聞書』を紹介しておられるのだから、ここであらためて義正の説を為村の跋文と比較してみたい。実は為村も百人秀歌と百人一首は同主題の作品と考えていたようで、そのことは跋文の末尾に、

当家に伝来の百人秀歌京極殿御撰又世中にむかしより伝来百人一首京極殿御撰  
中院殿の用捨加え給ふ一本両様同事にて少々相違ある事もとより紛しからぬ事  
なれば先々の賢慮厚くて沙汰しきはめらるゝに及ざる事なれども後々の疑惑を  
消さんがためかつは秘蔵信仰の心をあつからしめんとまじみに浅慮を以て深  
底を窺事恐れども誓願を、こして示現をかうむるの子細あるゆへに此一帖の  
おくに撰歌の事をわづかにあらはし両様ともに信仰崇敬し道の本源をよくよく  
存知すべき事を末孫にしめさんためあら書し侍る。此趣をよくよく思  
惟してあなかしこみだりがはしき事あるまじきもの也。

と述べている。要するに冷泉家というか為村にとっては、百人秀歌が原本であることが大事であって、百人一首との内容の相違は瑣末なこと（問題にならないこと）ととらえていることになる。というより、百人秀歌の独自性をそれ以上表明できなかったのであろう。というのも、冷泉家にとつて定家・為家は高祖二代であり、為家もそれなりに尊重すべき存在だったからである。

ただし為村は、百人一首のことを「小倉山荘色紙和歌といふがよろし」とはいつていない。これはむしろ二条流の説であった。ただし為家は、門人に対して百人一首を否定するような発言はしなかったようである。為村は百人秀歌の跋文で百人秀歌原本説を主張しているものの、その為村筆百人秀歌も冷泉家で秘蔵されている以上、跋文が世上に流布することはありえない。あくまで門人の中だけの流布に留まっていた。義正聞書に、かろうじて百人秀歌の記事が掲載されていたのも道理な

のである<sup>(10)</sup>。

## 結

以上、新出の為村本百人秀歌の特徴を紹介したが、跋文に書かれている為村の百人秀歌原本説を検討してみた。為村は契沖や為章の説に対抗して、初めて百人秀歌の存在を表明する中で、百人秀歌こそが百人一首の原本であることを主張したわけだが、その説は必ずしも一般に流布しておらず、かろうじて門人の『義正聞書』に反映されているにすぎなかった。

しかしながら為村筆百人秀歌の存在が浮上し、為村の跋文の存在がわかったのであるから、従来の百人一首成立論もそれを踏まえて修正が必要になったのではないだろうか。少なくとも百人一首が家撰説という新説がそこに提起されていることは、今後の検討に値するものとして報告しておきたい。

末尾ながら、為村本の使用をご許可下さった冷泉為人先生に心から御礼申し上げます。

## 〔注〕

- (1) 上條彰次氏『五代簡要・定家歌学』（朝日新聞社冷泉家時雨亭叢書第二期三十七巻）平成8年4月所収。
- (2) 私も為村本については、吉海「藤原定家と百人一首―成り立ちはまだ霧の中―」『百人一首への招待』（平凡社別冊太陽）平成25年12月、及び吉海「百人一首の発見」『百人一首の正体』（角川ソフィア文庫）平成28年10月で少しだけ触れている。
- (3) もう一つの相違点として、冷泉家古本は『金葉集』の一部と合綴されていることがあげられる。書陵部本も同じく『金葉集』まで忠実に書写しているが、志香須賀本・為村本では『金葉集』を切り離し、百人秀歌単独の写本に仕立直している。
- (4) もともと百人一首の百人秀歌が原本であることから、作者百人の各一首だから百人一首という書名起源説は通らないと論じている。
- (5) 百人秀歌草稿本説で重視された家隆の官職（百人秀歌は正三位↓百人一首は従二位）や、本文異同については一切言及されていない。為村にとつてそれは瑣末なことだったのであろう。

- (6) 石田吉貞氏「小倉百人一首成立の問題点―後鳥羽・順徳両院の歌を中心に―」学苑385・昭和47年1月
- (7) 可能性としては徳川家で書写されたものか、歌道関係記事の抄出本か、あるいは冷泉家から流出したものと考えられる。
- (8) 大山氏は百人秀歌・百人一首二書成立の事情として、「藤原定家は宇都宮頼綱(蓮生)の求めに応じ、京都・嵯峨野にある頼綱の山荘の障子に貼るため、優れた和歌を選び、それらを色紙に書き贈った。この時に選んだ百一首の和歌を書き留めた本が『百人秀歌』で」云々と解説しているが、為村の跋文に蓮生に関する記述は一切認められないので、この点だけは修正を要する。
- (9) 為村の跋文は、草野隆氏『百人一首の謎を解く』(新潮新書・二〇一六年一月)や寺島恒世氏『百人一首に絵はあったか定家が目指した秀歌撰』(平凡社ブックレット・二〇一八年十一月)の論には都合のいい内容を含んでいると思われる。ただしだからといって論の正しさが証明されたわけではない。
- (10) 為村の時代、武家の門人が急増しているとのことである。そこで百人秀歌の講釈が行なわれていたとすれば、他にも百人秀歌の記事(講釈聞書)は見つかるはずである。

〔追記〕百人秀歌を発見・報告し、戦後の百人一首研究をリードされてきた有吉保先生が、平成最後の四月十一日に亡くなられた。この十年の間に、井上宗雄先生(平成二十三年三月十八日)・樋口芳麻呂先生(平成二十三年十月一日)・久曾神昇先生(平成二十四年九月二十三日)・島津忠夫先生(平成二十八年四月十六日)と、五人の大家が逝去されている。これは百人一首研究の一時代が幕を閉じたことを象徴しているように思われる。心から御冥福をお祈りしたい。